

# ファースト 特別年金定期

令和3年2月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● ファースト特別年金定期
2. 販売対象	● 別紙、年金・手当等を、当行でお受取りの方。
3. 期間	● 1年(自動継続はしません) 取扱期間 令和3年2月1日～令和4年1月31日
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 1万円以上、300万円以内(300万円以内であれば、複数件数の預入が可能) ● 1円単位
5. 払戻方法	● 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	● 預入日の <u>1年ものスーパー定期、またはスーパー定期 300店頭表示利率+0.050%</u> ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算とします。 ● 20%(平成25年1月以降の受取利息より20.315%)の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	● マル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(少数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入日より6ヶ月未満…………… 解約日の普通預金利息 ② 預入日より6ヶ月以上1年未満…… 上記適用金利の50%
10. その他 参考となる事項	● 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ● お一人様、一店舗のみでのお取扱いとさせていただきます。 ● 通帳または証書でのお取扱いとなります。 (総合口座でのお取り扱いはできません。)
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。

「ファースト特別年金定期」の対象者（以下の年金・手当等を当行でお受取りになっている方）

	ご利用いただける方（根拠法）	窓口へご提示いただく証書
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 （「国民年金法」）	国民年金証書または国民年金・厚生年金保険年金証書
(旧)国民年金	障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 （昭和 60 年「国民年金法等改正法」）	国民年金証書
	老齢特別給付金受給者 （昭和 48 年「国民年金保険法等改正法」）	国民年金証書
※注 (旧)厚生年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者 （昭和 60 年「国民年金法等改正法」）	厚生年金保険年金証書または船員保険年金証書
共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 ※昭和 60 年改正法における改正前関係法等に係る受給者に限る （「国家公務員等共済組合法等改正法」） 「(旧) 国家公務員共済組合法」 「(旧) 公共企業体職員等共済組合法」 「地方公務員等共済組合法等改正法」 「(旧) 市町村職員共済組合法」 「私立学校教職員共済組合法等改正法」 「農林漁業団体職員共済組合法改正法」	次のいずれかの証書 ・ 国家公務員（等）共済組合年金証書 ・ 共済年金証書 （旧適用法人共済組合名 日本電信電話共済組合 日本鉄道共済組合 日本たばこ産業共済組合） ・ 地方公務員共済組合年金証書 ・ 私立学校教職員共済組合年金証書 ・ 農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者 （「児童扶養手当法」）	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 （「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」）	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書

※注 船員保険を含む